

1 議 事 日 程 (第1号)

(令和8年第3回久山町議会3月定例会)

令和8年3月3日

午前9時30分開会

於 議 場

- | | | |
|-------|---|--------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| | ・ 議員派遣結果 | |
| | ・ 一部事務組合議会に関する事項 | |
| | 北筑昇華苑組合議会 | |
| | 粕屋南部消防組合議会 | |
| | 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会 | |
| 日程第4 | 総務文教常任委員会所管事務調査の中間報告の件 | |
| 日程第5 | 議案第10号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について | (町長提出) |
| 日程第6 | 議案第11号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について | (町長提出) |
| 日程第7 | 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について | (町長提出) |
| 日程第8 | 議案第13号 久山町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第9 | 議案第14号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第15号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第16号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第17号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(8久山町条例第5号) | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第18号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例について (8久山町条例第6号) | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第19号 久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (8久山町条例第7号) | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第20号 町道路線認定について | (町長提出) |

- 日程第16 議案第21号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）（町長提出）
日程第17 議案第22号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（町長提出）
日程第18 議案第23号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）（町長提出）
日程第19 議案第24号 令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）（町長提出）
日程第20 議案第25号 令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）（町長提出）
日程第21 議案第26号 令和8年度久山町一般会計予算（町長提出）
日程第22 議案第27号 令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算（町長提出）
日程第23 議案第28号 令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出）
日程第24 議案第29号 令和8年度久山町水道事業会計予算（町長提出）
日程第25 議案第30号 令和8年度久山町公共下水道事業会計予算（町長提出）

2 出席議員は次のとおりである（10名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清 永 義 弘 | 2番 | 城 戸 利 廣 |
| 3番 | 永 松 節 子 | 4番 | 佐 伯 勝 宣 |
| 5番 | 只 松 秀 喜 | 6番 | 荒 卷 時 雄 |
| 7番 | 阿 部 恒 久 | 8番 | 津 原 健太郎 |
| 9番 | 阿 部 昭 徳 | 10番 | 山 野 久 生 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 4番 | 佐 伯 勝 宣 | 5番 | 只 松 秀 喜 |
|----|---------|----|---------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

- | | | | |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 西 村 勝 | 副 町 長 | 中 原 三千代 |
| 教 育 長 | 重 松 宏 明 | 総務課長兼経営デザイン課長 | 久 芳 浩 二 |
| 税 務 課 長 | 阿 部 哲 也 | 町民生活課長 | 井 上 英 貴 |
| 健 康 課 長 | 持 松 可奈子 | 福 祉 課 長 | 今 村 春 美 |
| 都市整備課長 | 亀 井 玲 子 | 産 業 振 興 課 長 | 阿 部 桂 介 |
| 会 計 管 理 者 | 横 山 正 利 | 教 育 課 長 | 江 上 智 恵 |
| 上下水道課長 | 平 尾 勇 | | |

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

- | | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 篠 原 正 継 | 議会事務局書記 | 淀 川 裕 和 |
|--------|---------|---------|---------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（山野久生君） おはようございます。

ただ今から令和8年第3回久山町議会3月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、3月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶あいさつをお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。

本日ここに、久山町議会3月定例会を招集しましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年に入り、日本列島では、記録的大雪を観測するなど、厳しい寒さ襲う日もありましたが、ここ数日は暖かい日が続き、いよいよ春の到来を感じる季節となりました。桜の開花につきましても、現時点では例年より少し早い3月20日ごろと予測されており、10回目の節目を迎える久山猪野さくら祭りにおいても、見頃を迎えることが期待できます。町内外の多くの皆さまに、久山町の自然風景を楽しんでいただけることを心から楽しみにしております。

さて、2026年が始まり、国内では、衆議院の解散に伴い、2月8日に衆議院議員総選挙が実施されました。今回の選挙の投票率は、前回は上回り、国民の関心の高さがうかがえる選挙でもありました。結果としましては、自民党が単独で定数の3分の2を超える歴史的な勝利を収め、第2次高市内閣が発足することとなりました。高市総理の積極財政が本格的に進められ、物価高騰、経済対策など、国民の生活に直結する政策が加速することが予測されています。

そのような中で、令和7年度を振り返ってみますと、日本全体においては、賃上げの加速、国内投資も高い水準で行われ、失われた30年からの脱却を期待するニュースが多くありました。一方で、続く物価高騰の影響で、国民の暮らしについては、いまだ回復に至っておらず、格差社会が進んだ1年でもあったと感じています。

本町においては、そのような状況を踏まえ、住民の皆さんに必要な取り組みを国の事業だけではなく、町独自の取り組みとして展開してきました。

まず、健康福祉の分野では、シニアチャレンジ応援事業を実施し、今年1月末までに、延べ1万1,622人に2万9,004回と、前年比の1.3倍、ご利用いただきました。今年度新たに始めたおかわりクーポンも、1月末までに334人の方に申請いただいております。シニアの皆さまの外出支援だけでなく、商工振興にも大きく寄与する事業となっています。

教育の分野では、新たに両小学校の4年生を対象としたキッズニア体験や、ICTコンテスト、中学校放課後数学塾や、中学校図書室を活用した受験応援スタディルームの開室を実施することで、子どもの学びの機会を増やしてまいりました。また、産業の分野では、ドローンを活用した農薬散布の費用などを助成するスマート農業推進助成事業や、久山産木材の活用に向けた町産材利用促進助成事業を始めました。さらに、子育て世代へのお米券配布事業も実施し、982件に配布することで、町内の農業、商工振興にもつなげることができました。財政面においても、町税、ふるさと応援寄附金は昨年度並みに、歳入を見込んでおり、一般会計全体としては、1億7,000万円ほどの基金積立てを行う予定です。町の将来像の実現に向けて着実に事業を進め、次年度につながる1年となりましたこと。改めて、議会の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

次に、令和8年度予算の編成方針についてお話をします。令和8年度は、久山町町制施行70周年という節目を迎えます。久山町がこれまで残してきた。人と人の温かいつながりを深めながら、町の資源が好循環する、ウェルビーイング「幸福度」の高いまちづくりを着実に進めてまいります。

令和8年度の久山町一般会計当初予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ73億1,000万円とし、令和7年度より、4億1,000万円、5.9%の増となっています。国県支出金等のほか、町の基金を活用しながら、物価高騰対策および投資的事業を同時に行っていく予算編成です。

歳入においては、固定資産や町民税などの税収で若干の増額を見込んでおり、ふるさと応援寄附金は令和8年度も増額する見込みで計上しています。

歳出においては、物価高騰対策として、引き続き、ごみ袋の全世帯配布、水稻農業物価高騰対策支援、プレミアム付き商品券の配布を実施してまいります。また、町制施行70周年に際し、10月4日予定の記念式典ほか、70周年記念事業費の予算を計上しております。暮らしの分野については、みんなでつくる公園づくりとして、町民の皆さんと一緒に計画した役場下の総合グラウンド公園の工事を開始するとともに、教育の分野では、今年度から、首羅山遺跡ガイダンス施設整備を開始し、造成工事、施設の建築を進めてまいります。

また、本年4月からは、小学校給食の無償化を実施し、国県の補助金で不足する分につきましては、町の一般財源を充当してまいります。そして、中学校における給食導入については、2学期から現在の選択制ランチサービスをやめ、弁当を全員に配布する、完全給食を実施する大きな判断をいたしました。これは、アレルギーや中学校の時制の課題、全員給食を望む保護者の声、給食室の建築、ランニングコスト、国の中学校給食無

償化の動向などを熟考した結果であり、将来的には町産の米や野菜などの農産物の使用を見込んでいます。地産地消に寄与することのできる点も含め、この方法が久山町の未来にとっても最善の選択であると、私は判断しております。なお、費用については、物価高騰などによる値上がりもありますが、当面、1食当たり600円を想定しており、保護者負担を300円、不足分は町が負担します。そのほか令和8年度も社会経済情勢、国の動向に注視しながら、必要な政策については柔軟に対応してまいります。

最後になりますが、先日、山田小学校6年生が総合的な学習の時間で製作している歴史絵本が完成し、お渡し会が開催されました。この取り組みは、注目度が高く、毎年、テレビ、新聞等、多くの取材を受けています。今年度、子どもたちが取り組んだ絵本の題材は新幹線で、久山町の歴史を学びながら、私たちの久山と未来をつなぐ新幹線物語を製作してくれました。開通50周年を迎えた山陽新幹線の1番列車に、町民が500人以上乗って東京に向かったこと、到着後、東京で久山音頭を披露したことなどで、当時、参加した住民の方に直接聞いた内容も丁寧に盛り込んであり、町の歴史を残し伝えるとても素晴らしい内容となっています。絵本の最後の言葉「未来へつなぐ夢のレール」。とても感動しました。私たちの先人たちが努力し、つくり上げた久山町の歴史を感じるとともに、未来に向けて今を生きる私たちがバトンをつないでいくこと、その重要性を改めて認識する機会となりました。今後も、町民の皆さんの夢や希望があふれるまちづくりを行うことで、未来の可能性を広げていけるよう、邁進<sup>まいしん</sup>してまいる所存です。引き続き、議会の皆さんには、より一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、3月議会に提案しますのは、人事案件、条例改正・制定、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算等21議案でございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほど重ねてお願い申し上げます。

○議長（山野久生君） ありがとうございます。

本会議に入る前に、私から佐伯議員に申し上げます。

令和8年2月17日発行の佐伯議員が個人の責任で発行された議会報告について、次のとおり訂正を求めます。

記事では、私の言動に対し、議長の「虚偽発言」との記載が複数箇所に見受けられます。これは、令和2年9月の調査特別委員会の報告を経て、議会として正式に議決されたハラスメント認定に対する記述であると推察されます。

まず、明確に申し上げますが、当時の認定は議長個人の意見ではなく、議会という公の機関が正規の手続きを経て下した厳粛な議決であります。当時、調査委員会は、佐伯議員に対して弁明の機会を2度にわたり設けました。佐伯議員は正当な理由なくこれを

欠席し、自らその権利を放棄されました。それにも関わらず、決定した議決に対し、後になって独自の解釈を加え、それだけでなく、虚偽であるかのように町民に流布する行為は断じて容認できるものではありません。

このような行為は、議会制民主主義の根幹である議決の重みを軽視するものであり、久山町議会の品位を著しく損なうものです。議会として、あなたのその姿勢に対して断固抗議いたします。佐伯議員におかれましては、いま一度議員必携を熟読し、地方議会の制度とルールを1から学び直すよう強く求めます。当該記事の訂正並びに過去11回求めた未訂正分についても、速やかに対応を命じます。

なお、本件はすでに議決済みの事項であり、議事進行の妨げとなりますので、この場での反論や発言は一切許可いたしません。ただし、対話の機会までは閉ざすものではありませんので、申し開きがされたい場合は、閉会後に議長室へ来てください。あなたの話を聞く用意はあります。

それでは、

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

何も、だめですよ。

(4番佐伯勝宣君「……………」  
……………」と呼ぶ)

まだ議事入ってませんから、

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

発言駄目です。

(4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ)

ちょっと来てくださって言うたやないですか。

(4番佐伯勝宣君「……………」  
……………」  
……………」と呼ぶ)

はい、以上ですね。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(山野久生君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝

宣議員および5番只松秀喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山野久生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月13日までの11日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から3月13日までの11日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（山野久生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 総務文教常任委員会所管事務調査の中間報告の件

○議長（山野久生君） 日程第4、総務文教常任委員会が調査中の、「久山中学校への全員制給食の導入について」に関する委員会の中間報告の件を議題とします。

総務文教常任委員会から「久山中学校への全員制給食の導入について」に関し、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。

従って、総務文教常任委員会の中間報告を受けることに決定しました。

総務文教常任委員会委員長の発言を許可します。

阿部総務文教常任委員長。

○7番（阿部恒久君） はい、ありがとうございます。それでは当委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会では、実施中の所管調査事務について、久山町議会会議規則第47条第2項の規定により中間報告いたします。

1、調査内容、久山中学校への全員制給食の導入について。

2、調査目的、久山中学校において全員制給食の導入を求める声が高まっている現状を踏まえ、本調査では、導入の教育的・福祉的意義について整理するとともに、生徒および保護者の意向や期待の状況を把握することを目指す。併せて、食物アレルギー対応、財政負担、教職員の働き方、給食時間および施設スペースの確保等に係る課題を整理し、その解決策の方向性を検討することにより、導入に向けた実施上の留意点および今後の検討課題を明らかにし、久山中学校における全員制給食導入に向けた道筋を探ることを目的とする。

3、調査経過、令和8年2月4日執行部から中学校給食導入の考え方についての説明を受ける。令和8年2月9日、久山中学校現地視察。ランチサービス試食および委員会討議の実施。令和8年2月13日、執行部からの説明および委員間討議の実施。令和8年2月20日、中間報告書の最終調整を実施。

4、中間報告、執行部より久山中学校における学校給食の導入に関し、令和8年9月から現在のランチサービス方式を活用し、全員に対して弁当を提供する形で学校給食を導入する方針の説明があった。この説明を踏まえ、当委員会では、所管事務調査として、前述の調査を実施し、導入方式、教育的・福祉的意義、実施上の課題等について確認・整理を行った。現地視察では、次の事項を確認した。弁当の到着から喫食までの流れ、弁当保管室の状況、保温カートの状況、教室内での喫食の状況。また試食では、温かさ、量、味付け、献立構成等を確認し、残食の抑制および継続的な改善につながる仕組みの必要性を確認した。

その結果、本町が令和8年9月から、久山中学校における全員制給食を弁当方式で導入し、全生徒に対して、学校給食法の趣旨に沿う完全給食を提供する方針を示してあることについて、当委員会としては、生徒の健全な心身の発達、保護者負担の軽減、教育環境の充実の観点から、その趣旨に賛同できると判断した。

なお、令和7年2月に提出された全員制給食に係る陳情については、1、自校式を前提としていたこと、2、当時の時点で無償化や給食導入以外の論点が盛り込まれていたこと等により、不採択となっていた。これに対し、今回の執行部による現在のランチサービス方式を活用した学校給食導入の提案については、1、自校式および弁当方式につ

いての比較検討した結果、弁当方式を採用することにより、食物アレルギー問題、学校時制、費用、住民ニーズ、地産地消等の課題に対し、一定の解決が図られる内容であること。特に費用については、初期費用および維持費用に関し、執行部から聴き取りを行い、精査したこと。2、令和7年12月の政府による、いわゆる小学校給食無償化の閣議決定を踏まえ、今後、中学校給食無償化が導入された場合にも対応できると見込まれることを主な理由として、当委員会として、本方針を前提に、今後の制度設計等に関する留意点を付して取りまとめることとした。

5、まとめ、当委員会としては、執行部の提案に対し賛同する。今後の制度設計および事業実施にあたり、次の項目を確実に検討、実施するよう求める。

弁当方式であっても、学校給食法の趣旨に沿う完全給食を全員に安定して提供できる体制を確立すること。

安全衛生管理および事故防止を徹底するとともに、食物アレルギーのある生徒については、家庭から持参する昼食で対応する方針のもと、安全確保を最優先とし、運用を明確化し、点検・改善の仕組みを設けること。

久山米および野菜等の活用を含め、地産地消および食育の充実に取り組むこと。

国の中学校給食無償化の動向も見据え、食物アレルギーのある生徒や、不登校等の生徒を含む全ての生徒にとって公平な制度設計を行うこと。

以上、総務文教常任委員会所管事務調査「久山中学校への全員制給食の導入について」の中間報告とする。

なお、総務文教常任委員会としては、導入に向けた今後の経緯を引き続き注視するとともに、開始後においても必要に応じて確認点検を行っていくものとする。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第10号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部
変更に関する協議について

○議長（山野久生君） 日程第5、議案第10号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第10号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてのご説明をさせていただきます。

本案は、本町が福岡市に委託しているし尿終末処理事務の委託期間が、令和8年3月

31日をもって満了することに伴い、同年4月以降、延長すること等について協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容は、本町が福岡市に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を令和8年3月31日から令和13年3月31日までの5年間延長し、福岡市のし尿受け入れ施設の表記を中部汚泥再生処理センターからし尿処理施設に変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第11号 福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（山野久生君） 日程第6、議案第11号福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第11号福岡市、久山町ごみ処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてのご説明をさせていただきます。

本案は、本町が福岡市に委託しているごみ処理事務の委託期間が令和8年3月31日をもって満了することに伴い、同年4月以降、延長することについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容は、本町が福岡市に委託しているごみ処理事務の委託期間を令和8年3月31日から令和13年3月31日までの5年間延長するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第12号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第12号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第12号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明いたします。

本案は、令和8年3月31日を限り、久留米市ほか3市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第13号 久山町教育委員会委員の任命同意について

- 議長（山野久生君） 日程第8、議案第13号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 勝君） 議案第13号久山町教育委員会委員の任命同意についてご説明いたします。

本案は、久山町教育委員会委員、豊釜安樹氏の任期が、令和8年6月16日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回の任命同意を求める方は、豊釜安樹氏で、引き続き委員をお願いするものです。

詳細につきましては、議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただけますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第14号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第10 議案第15号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第11 議案第16号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

- 議長（山野久生君） 日程第9、議案第14号から日程第11、議案第16号までは久山町固定

資産評価審査委員会委員の選任同意についてで、提案理由は同じですので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第14号から日程第11、議案第16号までの久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第14号から議案第16号までの3議案につきましては、久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由が同じですので、一括で説明いたします。

本案は、久山町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となりますので、委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任同意をお願いする方は、今任義則氏と今任哲次郎氏、阿部哲氏の3名の方となります。

詳細につきましては、議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第17号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第12、議案第17号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第17号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4の規定に子ども子育て支援納付金課税額が新設されることに伴い、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

主な改正内容は、令和8年4月から、子育てを社会全体で支えるための子ども子育て支援金制度が開始されることに伴い、国民健康保険加入者の皆さまに、従来の保険税と併せて、子ども子育て支援金をご負担いただくものでございます。

具体的には、条文に新たに子ども子育て支援納付金課税額として、所得割額、被保険

者均等割額、世帯別平等割額を追加し、関連条文等を整理させていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第18号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例について

○議長（山野久生君） 日程第13、議案第18号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） 議案第18号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例についてご説明いたします。

本案は、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業に伴い、保育の必要性の認定と乳児等支援給付認定を統一的行うため、新たに久山町子ども子育て支援法施行細則として定め、制度の一体的な運用の確保および法令体系の整理を図るため提案するものでございます。

主な内容は、本条例は保育の必要性の認定基準を定めたものでありますが、その骨格は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）により定められています。このたび同法の規定により、令和8年度から乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、同法ですでに規定されている保育の必要性や保育の無償化を含めた統一的な規定の整備が必要となります。

つきましては町が規定すべき事項は事務的な細目であることから、これらを包括した久山町子ども子育て支援法施行細則として制定し、迅速な住民サービスへとつなげるため、本条例を廃止しようとするものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第19号 久山町特定乳児等就園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 議長（山野久生君） 日程第14、議案第19号久山町特定乳児等就園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、今村課長。

- 福祉課長（今村春美君） 議案第19号久山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は子ども子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、令和8年度から乳児等通園支援事業、子ども誰でも通園制度が実施されます。これに伴い、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3の規定において準用する同法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

主な内容は、乳児等通園支援事業において子どもが安全かつ適切に支援を受けられるよう、利用の定員の基準や事業者が定めるべき事故防止、個人情報の保護など、運営全般に関する具体的な基準を整備するものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第20号 町道路線認定について

- 議長（山野久生君） 日程第15、議案第20号町道路線認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、亀井課長。

- 都市整備課長（亀井玲子君） 議案第20号、町道路線の認定についてご説明いたします。

本案は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

認定をお願いする路線は、橋本13号線で上久原地区の住宅開発に伴い、帰属を受けた道路です。

起点、大字久原字橋本5027番5地先から終点、大字久原字橋本4286番地先まで。延長98.85m、幅員、最小6m、最大7.7mでございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第21号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山野久生君） 日程第16、議案第21号令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第21号令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町一般会計補正予算（第8号）で、第1条歳入歳出の補正、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正、第4条繰越し明許費の補正をお願いするものでございます。

第1条歳入歳出の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額74億7,164万3,000円から、歳入歳出それぞれ2億1,943万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,220万6,000円とするものでございます。

歳出の補正予算ですが、実績ベースで不用が見込まれるものは可能な限り減額補正としております。増額となる主なものは、総務費および諸支出金で、財政調整基金等基金費の基金積立金として1億5,000万円、児童福祉施設費1,331万8,000円、交通アクセス対策費388万2,000円、公共施設等整備補保全基金費2,000万円などでございます。

一方、歳入補正予算で増額する主な内容は、町税が1億4,399万4,000円、地方交付税が1億1,955万3,000円、地方消費税交付金が6,572万8,000円、繰越金が1億3,452万7,000円の増額補正となり、反対に減額する主たる内容は、繰入金を4億3,714万5,000円、寄附金を1億1,894万7,000円、国県支出金を9,469万5,000円、町債を3,090万円。諸収入を1,604万4,000円減額補正するものでございます。

第2条債務負担行為の追加として、令和8年度伏谷埋立て場搬入道路清掃業務委託業務、期間は令和8年度、限度額を872万3,000円、令和8年度中河内完成旧廃止鉱山荒廃水処理業務、期間は令和8年度、限度額を1,521万2,000円として追加するものです。

第3条地方債の補正ですが、子ども子育て支援事業債ほか6件の事業債について、補正前の限度額の総額2億2,330万円を1億9,240万円に減額補正するものでございます。

第4条繰越し明許費の補正ですが、交通アクセス対策事業4,418万3,000円、戸籍住民基本台帳事業292万6,000円、物価高騰対応子育て応援手当支給事業400万円を令和8年度に繰り越すものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、議案審議の

上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第22号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第17、議案第22号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第22号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億8,341万2,000円から、歳入歳出それぞれ1億2,831万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,509万7,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容でございますが、歳入補正といたしましては、国民健康保険税296万9,000円の増額、県支出金1億3,150万円の減額、繰入金821万8,000円の減額、繰越金812万5,000円の増額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費80万円の減額、保険給付費1億3,441万円の減額、保健事業費123万円の減額、諸支出金812万5,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第23号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

○議長（山野久生君） 日程第18、議案第23号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第23号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額2億1,227万8,000円から、歳入歳出それぞれ253万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,480万8,000円とするもの  
でございます。

補正予算の主な内容でございますが、歳入補正といたしましては、後期高齢者医療保  
険料505万2,000円の増額、繰入金252万2,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費64万7,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付  
金317万7,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決してい  
ただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第24号 令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山野久生君） 日程第19、議案第24号令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第
1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第24号令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1
号）についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするものでござ
います。

既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額2億6,394万5,000円から
490万円を減額し、収益的支出の予定額を2億5,904万5,000円とするものでござ
います。

今回の補正は、支出につきまして、不用額が見込まれるものを減額補正としておりま
す。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決してい
ただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第25号 令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（山野久生君） 日程第20、議案第25号令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予  
算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第25号令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額2億8,663万4,000円から1億円を減額し、資本的収入の予定額を1億8,663万4,000円とし、資本的支出の予定額4億7,265万7,000円から1億円を減額し、資本的支出の予定額を3億7,265万7,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、予定しておりました工事箇所の変更に伴い、収入につきまして、企業債国庫補助金の減額を行い、支出につきまして不用額が見込まれるものを減額補正としております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第26号 令和8年度久山町一般会計予算

○議長（山野久生君） 日程第21、議案第26号令和8年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第26号令和8年度久山町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、第1条歳入歳出予算、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一般会計借入金、第5条歳出予算の流用について、令和8年度久山町一般会計歳入歳出予算を定めるものとなっております。

令和8年度久山町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,000万円と定めるもので、前年度当初予算額と比較して、4億1,000万円の増額となり、率にして約5.9%の増額予算でございます。

令和7年度と比べ4億1,000万円増額となった理由は、福祉事業における扶助費等、道路新設改良や維持補修費、総合運動公園整備工事や総合グラウンドリニューアル工事、赤坂緑道休憩施設整備工事などを行う公園管理費、消防費、小学校給食の無償化や中学校完全給食の実施を行うための教育総務費、にぎわい交流拠点の核となる首羅山遺跡が

イダンス施設整備に要する費用の増などとなっております。

それでは、第1条歳入歳出予算の歳出の主たる事業と予算でございますが、2款総務費、ふるさと応援寄附金事業費3億8,059万4,000円。町制70周年記念事業1,137万2,000円。財産管理費のうち、庁舎管理費、1億2,019万7,000円。DX推進事業を含むOA事務費2億3,598万4,000円。交通アクセス対策費9,636万4,000円。3款民生費、障害者福祉費3億8,715万7,000円、包括支援センター事業を含む介護保険事業費1億8,715万5,000円、後期高齢者医療事業費1億9,870万5,000円、児童措置費2億8,814万4,000円。子ども医療費支給事業費8,328万2,000円および児童福祉施設運営費3億5,074万6,000円。4款衛生費、生活習慣病対策費8,906万6,000円。ヘルスC&Cセンター管理運営費1億620万4,000円。塵芥処理費1億3,325万3,000円。6款農地費、8,512万3,000円。8款土木費、広浦線舗装打ち替え工事、登尾～大谷線舗装打ち替え工事、社会資本整備総合交付金事業費および道路メンテナンス補助事業費に関する道路維持費として1億6,580万円。藤河～猪野線道路改良工事を含む道路新設改良費3,580万円および総合運動公園整備事業を含む公園管理費3億3,180万2,000円。9款消防費、常備消防費1億9,044万1,000円、10款教育費、久山中学校給食、配食委託料や学校給食助成金を含む学校給食事業費9,810万9,000円、中学校排水管接続工事など教育施設改修事業を含む教育振興一般経費1億15万5,000円、勤労青少年ホーム耐震補強工事を含む社会教育総務費1億128万3,000円などとなっております。また、引き続き物価高騰対策支援を実施してまいります。物価高騰対策支援としましては、指定ごみ袋支給事業、水稻農業物価高騰対策支援事業、高校生等通学定期券購入補助事業など引き続き実施するための予算を計上しております。

次に財源となります歳入でございますが、町税は24億8,985万8,000円。歳入総額の約34.1%を占めており、ほかに地方交付税8億1,000万円。国県支出金14億1,289万8,000円。地方消費税交付金2億7,000万円。寄附金8億2,930万円。財政調整基金等繰入金5億8,787万9,000円。町債3億8,150万円を計上しております。

第2条債務負担行為についてですが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項は、第2表債務負担行為によるもので、事項は、首羅山ガイドンス施設整備事業で、その期間を令和8年から令和9年度までとし、限度額を2億8,012万円とするものです。

第3条地方債についてですが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債は第3表地方債によるもので、財産管理事業のデジタル活用推進事業債ほか6事業で、限度額を総計3億8,150万円とするものとなっております。

第4条一時借入金についてですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条歳出予算の流用については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合を定めるもので、詳細につきましては、議案説明会で各担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第27号 令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（山野久生君） 日程第22、議案第27号令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第27号、令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億5,334万8,000円で、前年度当初予算額と比べまして、1,501万6,000円の減額となり、率としましては約1.41%の減額予算でございます。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税1億5,299万8,000円、県支出金8億817万2,000円、繰入金9,216万7,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費2,881万2,000円、保険給付費7億9,655万7,000円、国民健康保険事業費納付金2億1,464万9,000円、保健事業費1,082万7,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第28号 令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（山野久生君） 日程第23、議案第28号令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第28号、令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予

算をご説明いたします。

本案は、令和8年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億2,025万1,000円で、前年度当初予算額と比べまして、1,795万4,000円の増額となり、率といたしましては約8.88%の増額予算でございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億6,379万円、繰入金5,625万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費924万6,000円。後期高齢者医療広域連合納付金2億1,030万5,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第29号 令和8年度久山町水道事業会計予算

○議長（山野久生君） 日程第24、議案第29号令和8年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第29号、令和8年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は令和8年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和8年度の水道事業は、給水件数3,657件、年間総給水量126万6,000m<sup>3</sup>、1日平均給水量3,468m<sup>3</sup>を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、水道事業収益2億8,541万7,000円、水道事業費用2億7,744万円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的収入として4,972万9,000円、資本的支出として2億1,838万2,000円を予定しております。

資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額1億6,865万3,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,106万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億984万9,000円および建設改良積立金4,773万6,000円で、補填<sup>ほてん</sup>することとしております。一時借入金の限度額は1億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,989万3,000円、棚卸資産の購入限度額として1,040万円と定めておりま

す。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第30号 令和8年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（山野久生君） 日程第25、議案第30号令和8年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議案第30号令和8年度久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和8年度の公共下水道事業は、排水戸数3,810戸、年間総排水量92万8,202^m、1日平均排水量2,543^m、主な建設改良費管渠等築造工事費1億9,000万円を業務予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、下水道事業収益4億9,511万2,000円、下水道事業費用4億3,865万6,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、下水道事業資本的収入2億4,750万1,000円、下水道事業資本的支出4億1,530万7,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,780万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,045万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1億4,735万円で^{ほてん}補填することとしております。企業債につきましては、流域下水道事業債1,790万円、流域関連公共下水道事業債1億4,500万円、その他企業債560万円、合計1億6,850万円を限度額としております。一時借入金の限度額は4億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費4,182万8,000円、一般会計からの補助金は2億800万円、棚卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山野久生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

— 令和8年第3回3月定例会 —

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時32分